

第4章 ゆりかごに深く関連する子どもの状況と制度

1. 子どもの遺棄・嬰兒殺の状況

子どもの遺棄事件や嬰兒殺事例⁽⁷⁶⁾が相次いでいる。ここでは、ゆりかごが設置され利用されていることが、子どもの遺棄や嬰兒殺などに何らかの影響を与えていないかとの観点から、関連する統計数値を基に検討を行う。その際、子どもの遺棄事例とゆりかごの周辺（熊本県内）で発生した子どもの遺棄事例や嬰兒殺事例などを取り上げて考察した。

(1) 子どもの遺棄の状況

ゆりかごに預け入れられた子どもは、戸籍法上「棄児（遺棄された児童）⁽⁷⁷⁾」とされる。棄児は、児童虐待に関する統計上は、ネグレクト（養育放棄）⁽⁷⁸⁾として扱われている。厚生労働省福祉行政報告例では、平成12年度の児童虐待の防止等に関する法律の制定に合わせ、児童虐待の類型⁽⁷⁹⁾として、ネグレクトの内数に棄児を含めて対応することとなった。このため、平成13年度以降、公式統計として棄児数に限った数は把握されていなかった。

熊本県では、ゆりかご事例と棄児事例を比較するため、全国（児童相談所）に照会し、平成13年度以降の状況を調査した。ただし、任意調査であること、かつ平成13年度以降は各県とも棄児数を正確に集計しているところが少ないと考えられることから、調査の結果得られた数値は、あくまでも各児童相談所が把握している範囲に限定される。また、ここで取り上げる遺棄は、分類上、遺棄後に生存している場合であり、遺棄後に死亡した事例（遺棄致死）は含まれていない。

なお、厚生労働省では、平成20年9月末に、平成18年度、19年度の「児童相談所において把握した遺棄児童数」調査を実施し、さらに平成21年5月に平成20年度の遺棄児童数の調査を実施した。「棄児」と「置き去り児童」を「遺棄児童」と

⁽⁷⁶⁾ 嬰兒殺とは「1年未満の乳児を殺害（未遂を含む）したもの」をいう。

⁽⁷⁷⁾ 棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、24時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない（戸籍法第57条）。

⁽⁷⁸⁾ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号（身体的虐待、性的虐待）又は次号（精神的虐待）に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（児童虐待防止等に関する法律第2条）。

⁽⁷⁹⁾ 児童虐待の類型は、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4つ（児童虐待防止等に関する法律第2条）。

し、調査されたものである⁽⁸⁰⁾。この調査結果については、本県の調査よりも全体的に数値が少ないなど結果が異なるが、比較する意味で併記している。

① 全国の棄児数の推移

○ 棄児の状況（平成12年度までの公式統計）

国が公式統計で把握している平成12年度以前のうち、平成9年度から平成12年度の4年間の年間棄児数は、平成9年度244人、平成10年度197人、平成11年度221人、平成12年度196人となっている。この期間は、年間200人程度で推移している。

【図表4-1-1：全国の棄児数の状況】（単位：人）

年度	9年度	10年度	11年度	12年度
棄児数（人）	244	197	221	196

<平成9年度～平成11年度厚生省報告例、平成12年度福祉行政報告例>

○ 棄児の状況（平成13年度から平成19年度までの調査結果）

全国統計がとられていない平成13年度以降について、熊本県で都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市に行政照会した結果が、次表のとおりである。任意の調査であり把握された数に限定されるため、平成12年度までの公式統計と比較して（年間200人程度で推移）、全体の数字が大幅に少なくなっている。

熊本県において調査した数値については、平成13年度から平成18年度の期間で年間平均34人程度であったものが、平成19年度は66人と大幅に伸びた。これは、照会した当該年度分であるため、各児童相談所において最新の数値として把握ができていたこともその一因と考えられる。なお、66人の中には、ゆりかご事例16件が含まれている。

【図表4-1-2：全国の棄児数の状況】（単位：人）

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
棄児数（人）	45	40	28	30	27	33	66

<平成19年熊本県遺棄児童に関する調査>

厚生労働省が実施した「児童相談所において把握した遺棄児童数」（平成18年度・平成19年度、平成20年度）は、次のとおりである。棄児数は、平成18年度27人、平成19年度55人（ゆりかご事例16を含む⁽⁸¹⁾）、平成20年度49人（ゆりか

⁽⁸⁰⁾ 厚生労働省の調査における定義。「棄児」：病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄された児童であって、保護された時に親が分からない者。「置き去り児童」：親が判明しており、親が監護を放棄して、家庭の内外（産科、知人宅、自宅など）に放置した児童。

⁽⁸¹⁾ 平成19年度のゆりかご事例は17件であるが、うち1件については、県中央児童相談所への通告が遅れ初期対応を行っていないため、遺棄児童数に含めていない。

ご事例 25 を含む) となっている。ゆりかご事例を除けば、最近の 3 年間は 30 人前後で推移していることになる。

【図表 4-1-3：全国の遺棄児童数の状況】 (単位：人)

	年度	18年度	19年度	20年度
遺棄児童	遺棄	27	55	49
	(うち九州計)	(1)	(18)	(29)
	置き去り	61	96	100
	(うち九州計)	(14)	(36)	(16)
	計	88	151	149
	(うち九州計)	(15)	(54)	(45)

<平成 20 年度、平成 21 年度厚生労働省調査>

○ 保護責任者遺棄件数の状況

子どもの遺棄事案については、刑法上の保護責任者遺棄に当たるかどうかを警察が捜査し、遺棄罪に該当する可能性があるものについては、検挙される。近年の全国の保護責任者遺棄件数(検挙件数)は、平成 7 年度の 7 件を除けば、多い年度で 20 件、少ない年度で 12 件となっている。平均すれば年間 16~17 件程度で推移している。このうち子どもが死亡したケースが毎年 3~7 人程度見られる。

【図表 4-1-4：全国の保護責任者遺棄件数】

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
検挙件数	20	13	17	20	16	12	7	20	16	18
検挙人数	22	17	23	25	20	16	8	27	21	21
死亡人数	5	3	7	7	5	5	3	6	2	3

<平成 20 年度少年非行等の概要(警察庁)>

② 全国の棄児の特性(平成 18 年度)

熊本県で実施した棄児調査のうち平成 18 年度の 33 事例については、併せてその背景や状況を把握した。しかし、これは 18 年度の事例に限ったもので、この内容が棄児事例全体の傾向を正確に表すものではない。

- ア. 子どもの性別は、男児 15 人、女児 18 人である。男女の比率はほぼ同数となっている。ゆりかご事例では、男児 54.9%、女児 45.1%となっている。
- イ. 遺棄された場所は、病院敷地内 8 人、屋外・路上 7 人、集合住宅周辺 6 人、民家の前 4 人などである。これは、病院(医療機関)が出産直後から乳児期の子どもを持つ親が最も安心して子どもを託せると考えられている場所となっていることを示唆している。
- ウ. 子どもの年齢は、生後 1 日(出産直後)が 15 人と最も多く、次いで生後 1 週間以

内9人となっている。生後、日にちを経ずに遺棄されているケースが多いという点は、ゆりかご事例と共通している。

- エ. 子どもの心身の状況は、良好が29人、低体重が2人、その他不良が2人である。
- オ. 子どもへのその後の援助は、里親への養育委託12人、家庭引き取り（親以外を含む）が11人、施設入所が8人、特別養子縁組1人である。また、親が判明したものは15人（うち親が逮捕されたものが8人）、不明なもの18人である。
- カ. 障がい児の事例が2人である。

【図表 4-1-5：全国の棄児の状況（平成18年度）】（単位：人）

項目	内容	人数
子どもの性別	男	15
	女	18
置かれた時間帯	明け方（2時～6時）	0
	朝（6時～11時）	5
	昼（11時～15時）	5
	夕方（15時～18時）	7
	夜（18時～23時）	10
	深夜（23時～2時）	2
	不明	4
子どもの健康状態	良好	29
	低体重	2
	その他不良	2
その他	障がい児	2
保護者の状況	不明	18
	判明	15
	（うち逮捕）	（8）
置かれた場所	駅周辺	3
	病院敷地内	8
	民家前	4
	ショッピングセンター内	2
	集合住宅周辺	6
	路上・屋外	7
	その他	3
子どもの年齢	生後1日以内	15
	生後1週間以内	9
	生後1か月以内	2
	1歳未満	3
	1歳以上	4
子どもへのその後の援助の状況	特別養子縁組	1
	里親	12
	家庭（親以外を含む）引取	11
	施設入所	8
	その他	1

<熊本県遺棄児童に関する調査>

③ 九州管内の棄児の状況とゆりかご事例との比較

○ 九州の棄児数の推移

九州全県（熊本県を含む）の棄児数は、平成13年度5人、平成14年度9人、平成15年度5人、平成16年度2人、平成17年度3人、平成18年度2人、平成19年度17人である。なお、平成19年度については、熊本県が17人（ゆりかご事例のうち16人を含む⁽⁸²⁾）となっており、熊本県以外の九州各県からは棄児の報告が1人もなかった。

なお、平成20年度の棄児数は、熊本県では調査していないが、厚生労働省の調査では、福岡県3人、熊本県25人となっている。熊本県分はすべてゆりかご事例である。

【図表4-1-6：九州の棄児数の状況】（単位：人）

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
棄児数（人）	5	9	5	2	3	2	17

<平成19年熊本県遺棄児童に関する調査>

○ 九州の棄児事例の背景

九州各県の平成13年度以降の棄児事例（ゆりかご事例を除く）のうち、背景などの状況が把握できた8事例の概要は、以下のとおりである。

- ア. 母親の年齢は、20代3人、30代5人であり10代の事例はなかった。20代より30代の方が多い。
- イ. 未婚・既婚の別は、既婚者が5人、未婚者3人となっている。
- ウ. 半数以上が、きょうだいのいる事例（5件）である。
- エ. 子どもを出産した場所は、自宅出産3人、車中出産2人、職場での出産1人、医療機関での飛び込み出産2人となっている。医療機関にかかっていない事例が圧倒的に多かった。また、自宅出産など医療機関以外での出産が75%に見られている。

棄児事例の背景等については、母親の年齢は若年層に限定されず広がりが見られること、きょうだいのいる事例が多いこと、医療機関以外での出産事例が多いことなど、ゆりかご事例と共通する点が多い。

⁽⁸²⁾ 平成19年度のゆりかご事例17人のうち遺棄児童報告に含めているものは、16人である。遺棄児童として報告しているものは、ゆりかご事例16人に、本章64ページ③の幼児置き去り事例1人を加えた17人である。

(2) 嬰兒殺の状況

ゆりかごの設置以降も、九州管内での嬰兒殺などが複数確認されている。全国で嬰兒殺として警察が認知している件数は、最近の10年間やや減少傾向にある。平成19年度の検挙件数22件では、犯行時の被疑者の年齢は、20代9人、30代5人、18歳2人などである。ゆりかごが設置される前年度の平成18年度は21件であった。

【図表4-1-7：全国の嬰兒殺件数】

(単位：件、人)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
認知件数 ⁽⁸³⁾	41	38	26	33	40	29	27	24	27	22	23
検挙件数 ⁽⁸⁴⁾	40	37	24	31	36	29	26	23	23	21	22
検挙人数 ⁽⁸⁵⁾	38	32	19	29	35	21	18	21	19	17	18

<警察庁犯罪統計書>

【図表4-1-8：嬰兒殺と被疑者の状況（平成19年度）】

(単位：件、人)

【被害児童と被疑者との関係】※検挙件数		【犯行時の被疑者の年齢】※検挙人数	
実子	20	16歳	0
面識なし	0	17歳	0
その他	0	18歳	2
【犯行の動機・原因】※検挙件数		19歳	1
生活困窮	3	20～24歳	4
子育ての悩み	8	25～29歳	5
その他	8	30～39歳	5
不明	1	40～49歳	0
		50～59歳	1

※解決件数(2件)を除く。

<警察庁犯罪統計書>

(3) その他の考慮すべき事例

ゆりかごの設置以降これまでの間、熊本県内で、子どもの遺棄や嬰兒殺⁽⁸⁶⁾が発生した。こうした事例とゆりかごの事例の異なる点と共通する点は何かといったことを考察した。ここで取り上げた3つの事例については、いずれも当検証会議が設置された平成19年10月9日以降に発生した事例である。事例の内容や背景は個人のプライバシー保護の観点から限定的な記載に止めているが、事例の中には、ゆりかごの設置に影響を受けた部分が否定できないものもある。

(83) 認知件数：警察において発生を認知した事件の数。

(84) 検挙件数：刑法犯において発生を警察で検挙した事件の数。ただし、解決事件の件数を含む。

(85) 検挙人数：警察において検挙した事件の被疑者の数。解決事件に係る者の数を含まない。

(86) 嬰兒殺とは、1年未満の乳児を殺害(未遂を含む)したものをいう(警察庁・犯罪統計書による)。

① 熊本市内での嬰兒殺事例

ゆりかごの運用開始から約7か月後の平成19年12月、熊本市で新生児死体遺棄事件の発生が確認された。母親（年齢30代、既婚）は、平成19年9月に自宅トイレで子どもを出産し、窒息死させた疑いで逮捕され、その後、執行猶予付きの有罪判決を受けた。報道によると、自宅は慈恵病院から直線距離で約4kmという位置にあった。ゆりかごは、嬰兒殺を防止したいとの思いから設置された施設であるが、本事例は、ゆりかごに比較的近い地域で発生した嬰兒殺事例である。

② 佐賀県での新生児死体遺棄事例

熊本県外の事例ではあるが、平成19年12月に、佐賀県内で、生まれて間もない新生児を遺棄したとして、20代の母親が逮捕された（既報道事例）。報道では、母親は、妊娠したことに悩んで、「熊本市にある『こうのとりのゆりかご』に入れればよい」と考え、平成19年11月中旬に一人で出産した。その後、子どもが死亡したため、遺棄したものである。母親は有罪判決を受けた。

③ 熊本市内での幼児置き去り事例

ゆりかごが運用開始されて約7か月後の平成19年12月、熊本市内の商業施設内で、置き去りにされた女児が、閉店後に発見された。店員と警察からの連絡により、熊本県中央児童相談所が児童を保護した。状況などから、女児は県外地域から連れて来られたと思われる（既報道事例）。本事例は、ゆりかごの運用以降、県内で発生した子どもの遺棄（置き去り）事例⁽⁸⁷⁾である。

④ ゆりかごの利用を回避できた事例

検証期間中に発生したもので、ゆりかごの利用を回避できた事例がある。県外に居住する未婚女性が一人で自宅出産した新生児を、ゆりかごに預けようと熊本に連れて来たが、慈恵病院に行く前に思い直し、友人に相談した。それが結果的に、熊本県中央児童相談所につながり、相談所で一時保護措置をとり、後日、女性が居住する管轄の児童相談所にケースをつないだ。預け入れる直前に、熟慮したことにより、ゆりかごを利用せずに済んだ事例である。

なお、この事例以外にも、ゆりかごを利用しようとして病院を訪れたものの、しゅんじゅんしているところを病院職員に呼び止められ相談に応じ、思い直してゆりかごの利用を回避できた事例があった。さらに、ゆりかごの扉の表示を変更して以降、ゆりかごに子どもを預け入れるために訪れたが、インターホンを鳴らしたため、相談に結びついた事例が複数あった。

⁽⁸⁷⁾ ゆりかごの運用開始前の事例では、平成18年12月に、熊本県人吉市内で発生した遺棄事件がある。車中で出産した新生児を産婦人科の庭の植え込みの中に遺棄した事件で、母親は発見されて逮捕された。母親は執行猶予付きの有罪判決を受けている。

2. 養子縁組の状況

(1) 特別養子縁組と養子縁組

ゆりかご事例については、親が判明しない場合には、熊本県内で養育され、特別養子縁組に発展することも想定される。また、親元に帰った場合でも、特別養子縁組により養親に引き取られる可能性がある。また、6歳をこえた場合、普通養子縁組も考えられる。こうしたことから、棄児事例やゆりかご事例で、支障なく手続きが進むのかといった観点から、養子縁組の現状を考察した。

① 特別養子縁組制度

○ 制度の沿革

特別養子縁組は、原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実方の血族との親族関係を消滅させ、養親との間に実親子に準じる安定した親子関係を家庭裁判所が成立させる制度である。昭和63年度に創設された。

養子縁組制度の見直しは、法務省において、昭和30年から検討がなされていたが⁽⁸⁸⁾、本格的には、昭和48年の菊田医師事件⁽⁸⁹⁾をきっかけに議論がなされた。その後、昭和60年度に「養子制度の改正に関する中間試案」が公表され、昭和62年3月26日に法律案が国会に提出され、昭和62年9月8日に民法の一部を改正する法律が成立した。

特別養子縁組については、戸籍上も実子扱いの記載となるなど配慮がされていることもあり、現在は、思いがけない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法としても、制度がかなり定着しているとされる。

○ 特別養子縁組成立の要件

特別養子縁組の成立の要件としては、養子が申立時に原則6歳未満であること、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で夫婦共同で養子縁組をする必要がある。また、離縁は原則として禁止されている。具体的な要件は下記のとおりである。

ア. 養親となるものが配偶者を持ち、夫婦ともに養親となること（＝夫婦共同縁組に

⁽⁸⁸⁾ 法制審議会民法部会身分法小委員会第1回検討会「養子制度の改正に関する中間試案」が出された。しかし同第2回検討会で見直しが一時中断した。

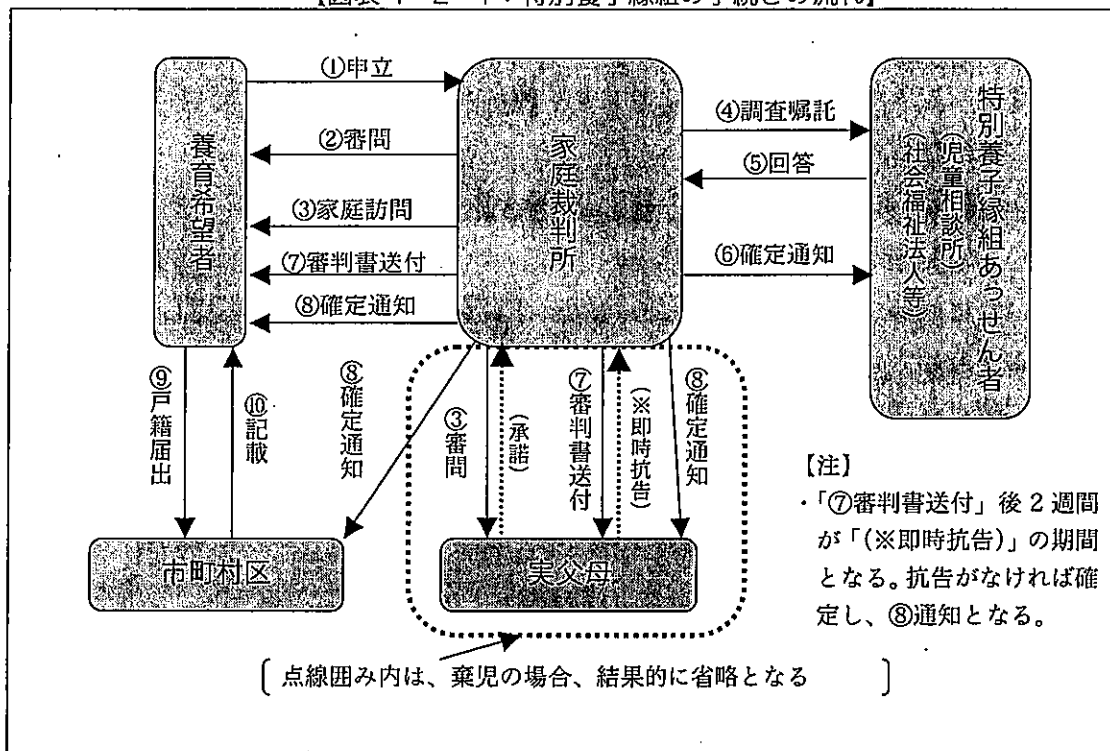
⁽⁸⁹⁾ 宮城県石巻市の産婦人科医の菊田昇氏が、墮胎を希望する女性を思いとどまらせ、生まれた子を救済するため、子を養育したい人にあっせんし、その人の嫡出子として届出させるため、虚偽の出生証明書を作成した事件。本事件をきっかけとして、特別養子縁組制度創設の是非についての議論が行われた。

限る) (民法第 817 条の 3)。

- イ. 養親が審判時に 25 歳以上 (片方が満たしていれば、片方は 20 歳以上で可) (民法第 817 条の 4)。
- ウ. 養子が申立時に 6 歳未満(6 歳前から養親予定者が継続監護中なら 8 歳未満まで可) (民法第 817 条の 5)。
- エ. 実父母の同意 (原則として必要。ただし、意思表示不能・虐待・悪意の遺棄等の場合は不要) (民法第 817 条の 6)。
- オ. 子の利益のために特に必要があると認める場合であること (民法第 817 条の 7)。
- カ. ア～オに加えて、6 か月以上 (試験養育期間) の監護状況を考慮する必要がある (民法第 817 条の 8)。

具体的な手続きについては、家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所の審判により縁組が成立する。

【図表 4-2-1：特別養子縁組の手続きの流れ】



<各種資料を基に熊本県で作成>

<上記手続きの根拠条文等>

- ②③の審問 家事審判規則第 64 条の 7
- ④の調査囑託 家事審判規則第 8 条、
里親等家庭養育の運営について (昭和 62.10.31 厚生事務次官通知)、
特別養子縁組制度における家庭裁判所との協力について (昭和
62.11.18 厚生省児童家庭局育成課通知)
- ⑧の確定通知 家事審判規則第 64 条の 9<戸籍事務所所掌＝市町村への通知>
家事審判規則第 64 条の 10<児童相談所等への通知>
- ⑨の戸籍届出 戸籍法第 15 条、第 20 条の 3、第 63 条、第 68 条の 2

特別養子縁組については、年間400件前後の申立がなされている。認容件数についても、平成12年度は362件であったが、徐々に減少し、平成19年度は289件となっている。離縁については、要件が極めて厳しくなっており、認容件数は少なく一桁である。

【図表 4-2-2：特別養子縁組の年度別受理・認容件数】 (単位：件)

	年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
特別養子縁組	(新受理)	431	418	455	420	423	379	383	421
	(旧受理)	260	232	216	241	203	209	182	161
	総受理	691	650	671	661	626	583	565	582
	認容	362	346	349	357	318	305	311	289
	離縁認容	0	0	1	2	4	2	3	0

<裁判所 司法統計年報>

○ 特別養子縁組成立の効果

特別養子縁組成立の結果、実父母およびその親族との法律関係は終了する。また、離縁については、以下のア、イをともに満たす場合で家庭裁判所が決定する以外は認められない。

ア. 養親による虐待・遺棄等、養子の利益を著しく害する事由

イ. 実父母が相当の監護可能

戸籍については、続柄記載は、「長男」「長女」などとなり、一見しただけでは特別養子縁組とは分からない。ただし、子どもが実父母をたどれることができるような記載がなされている⁽⁹⁰⁾。

② 棄児の場合の特別養子縁組

○ 棄児の場合の特別養子縁組の取扱い

特別養子縁組の成立には、「実父母の同意」が必要となる。実親の状況等については、家庭裁判所では、家事審判規則第8条に基づき、「審判に必要な事項」について他機関への照会を含め、可能な限り調査が実施される。

棄児、行方不明等で、「父母の同意」が得られない場合については、基本的には、法第817条の6の但書き⁽⁹¹⁾に該当することを示す事情を明らかにする必要がある

⁽⁹⁰⁾ 実親戸籍から子どもの単身戸籍をつくり、さらに養親戸籍への入籍が行われる。養親戸籍には、「〇〇年〇〇月〇〇日民法817条の2による裁判確定同〇〇日父母届出。〇〇県〇〇町〇〇番地(子どもの単身戸籍)の戸籍から入籍」と記載される。また、単身戸籍には、実父母の戸籍から入籍した旨が記載されており、子どもが戸籍をたどることによって実父母を知ることができるようになっている。

⁽⁹¹⁾ 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母が

とされる。なお、一般的な場合、判例の動向（審判例）からは、特別養子縁組の認容については、実務上、法第817条の6に規定される「父母の同意要件」よりもむしろ、法第817条の7に規定する「要保護要件（その他養子となる者の利益を著しく害する事由）」があるか否かが重視されることがうかがわれる⁽⁹²⁾。また、棄児、里子等要保護児童として児童相談所が関与するが、すでに里親委託をしている事例については、「要保護性」ありとして認容される傾向にある。

○ 児童相談所が関与する遺棄児童の特別養子縁組事例

平成19年12月に、熊本県が児童相談所を設置する各都道府県市に照会した「棄児に係る特別養子縁組の請求認容等調査」結果によると、平成13年度から平成19年度の棄児事例において、特別養子縁組手続きがとられた61事例のうち、手続き中と回答した3事例を除き、すべて縁組が成立している。

いずれも、子どもを保護した後に、いったん乳児院あるいは里親に委託され養育された後、特別養子縁組手続きがとられている。それらの事例を見ても、棄児については、民法第817条の7に規定する「要保護要件」が重視される傾向にあることがうかがわれる。

【図表4-2-3：遺棄児童のうち特別養子縁組の手続きがとられた事例の状況】（単位：件）

年 度		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
特別養子縁組の手続きがとられた件数		18	18	11	8	4	1	1	61
縁組前の状況	保護～乳児院	—	1	2	1	1	—	—	5
	保護～里親	2	—	2	—	—	—	1	5
	保護～乳児院～里親	16	17	7	7	3	1	—	51
特別養子縁組 の 手 続 き 状 況	成立件数	17	18	11	7	4	1	0	58
	手続中件数	1	0	0	1	0	0	1	3
保護者の状況	保護者判明	1	3	0	0	1	0	0	5
	保護者不明	17	15	11	8	3	1	1	56

<熊本県調査>

○ ゆりかご事例での特別養子縁組

ゆりかご事例も遺棄児童であり、児童相談所においては、子どもの援助にあたって一般の遺棄のケースと同じ取扱いを行っている。しかし、ゆりかご事例では、子どもの安全に配慮した場所に預け入れており、かつ、親が現れる可能性を否定できず、現に、1年以上を経過して、親が判明した事例もあることから、見極めがつけ

その意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

⁽⁹²⁾ 出典：中川高男「特別養子縁組判例の軌跡」民商法雑誌138巻4・5号（平成20年8月）、598ページ

にくい状況にある。こうしたことから、親が判明せずに県内の施設や里親で養育されている場合の特別養子縁組については、将来親が名乗り出て子どもが法的な紛争に巻き込まれることも懸念されるため、児童相談所においては、親が名乗り出てくる見込みがないのかなどを慎重に見極めながら判断をせざるを得ない状況にある⁽⁹³⁾。

また、ゆりかご事例で親が判明しないケースの棄児については、前例がないため、家庭裁判所でどのような判断がなされるのかは明確な予測がつけにくい⁽⁹⁴⁾。

③ 普通養子縁組

普通養子縁組は、養子が、戸籍上は実親との関係は残り、二重の親子関係となる縁組を指す。一般にいう養子である。戸籍上は養親との関係は養子と記載される。

ゆりかご事例についても、特別養子縁組の申立ができる6歳をこえた場合、あるいは里親の下で18歳まで養育をされた後、普通養子縁組を結ぶ場合も考えられる。

【図表 4-2-4：普通養子縁組の年度別受理・認容件数】 (単位：件)

	種別	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
普通養子縁組の受理・成立状況	(新受理)	1,483	1,386	1,438	1,500	1,500	1,558	1,548	1,533
	(旧受理)	424	472	466	486	453	507	491	506
	総受理	1,907	1,858	1,904	1,986	1,953	2,065	2,039	2,039
	成立	994	976	960	1,113	998	1,037	1,007	1,045
	離縁成立	2,350	2,532	2,541	2,718	2,675	2,644	2,649	2,648

<裁判所 司法統計年報>

⁽⁹³⁾ 山形里親事件。特別養子縁組を志向する里親（山形県在住）に委託中（措置者：大阪府東大阪子ども家庭センター）の子どもの実親が子どもの引き渡しを求めた裁判。一時保護委託中であることを理由に請求が却下されたが、その決定後、実母が提起した人身保護請求が認められ、子どもが引き渡された（仙台高裁、平成12年6月22日）。なお、実親は里親夫婦がすぐに子どもを引き渡さなかったことを理由に慰謝料請求訴訟を起こしたが、権利の濫用を根拠に敗訴。里親夫婦は、子どもの養育委託を受けた大阪府と実親に対して、里親として子どもを2歳から約4年間養育したのに実母に取り戻されたのは府の説明不足が原因などとして計2,200万円の損害賠償を求めた（府が慰謝料450万円を支払うことなどを条件に、大阪地裁で一部和解した）。

⁽⁹⁴⁾ 家庭裁判所審判例（福島県会津若松支審平成4年9月14日）では、実父不明、実母行方不明の事例で、子どもの要保護の認定がなされ、民法第817条の6但し書きの「父母がその意思を表示することができない場合」に該当するとして、特別養子縁組が認容された。実母がいつ出てくるか分からないという点では、ゆりかご事例に類似している。

(参考)【図表4-2-5：普通養子縁組と特別養子縁組の枠組】⁽⁹⁵⁾

	普通養子縁組	特別養子縁組
枠組の方式	養子縁組契約(ただし未成年者を養子とする場合、原則として家庭裁判所の許可が必要。第798条)[契約型]	家庭裁判所の審判により成立(第817条の2)[決定型]
枠組の要件	単身者の縁組可能	夫婦共同縁組に限る(第817条の4)
養親の年齢	成年以上(第792条)。ただし養子より年長でなければならない(第793条)。	少なくとも夫婦の一方が25歳以上(第817条の4)
養子の年齢	特になし	原則として6歳未満(第817条の5)
実親の同意	養子となる者が15歳未満であるときは法定代理人が枠組を代諾する(第797条第1項)。	原則として必要(第817条の6)
試験養育期間	不要	6か月以上(第817条の8)
実父母およびその親族との法律関係	存続	終了(第817条の9)
戸籍上の記載	実父母と養父母の氏名。続柄記載は「養子・養女」。身分事項に縁組の事実を記載。	実父母の氏名のみ。続柄記載は「長男・長女」。一見しただけでは養子縁組の事実は分からない。
離縁	当事者の協議によりいつでも可(第811条以下)。	「養子の利益のため特に必要」な場合に限り、家庭裁判所の審判で行う。養親からの離縁不可(第817条の10)。

④ ゆりかご事例と特別養子縁組

ゆりかご事例についても、特別養子縁組の手続きをとる場合が想定されるが、前例がないため個別の事例毎に状況を見ながら、手続きを進めざるを得ない。現時点で、想定される課題は以下のとおりである。

- ア. ゆりかご事例で親が判明しない場合、親の同意が得られないが、一般の棄児同様に子どもの利益の観点から、特別養子縁組が認容されるのかは不確実である。
- イ. 電話番号や居住地にかかる情報など親に関する手がかりが残されており、児童相談所の社会調査(任意調査)では親が判明しなかった場合、親の同意が得られないケースと認定されるのか不確実である。
- ウ. 「ア」「イ」といった状況の中で、児童相談所が特別養子縁組の申立をちゅうちょする場合や、いわば見切り発車的に手続きに入らざるを得ない状況が出てくる。
- エ. 仮に、ゆりかご事例で特別養子縁組が認容されないケースが多数出てくるとすれば、子どもの安定的な福祉の観点から、養育の選択肢が狭まることになる。

⁽⁹⁵⁾ 出典：落美都里「子どもの将来から見る赤ちゃんポスト」レファレンス(平成20年6月号)53ページ。

なお、親が判明し親元の児童相談所にケース移管した事例うち1件について、平成21年4月に特別養子縁組が成立している。このケースについては、親元の児童相談所が里親委託を行い、実親の同意に基づき、家庭裁判所への申立てを行い、その後、特別養子縁組が成立したものである。その際、当該県内には適当な里親がいなかったため県外の里親に委託したこと、また、実親が親族には知られないように進めたいとの意向に配慮しながら手続きを進めたという状況があるが、特段の支障はなかった。

(2) 国際養子縁組

国際養子縁組とは、国籍の異なる養親と養子の間で養子縁組を行うことをいう。

国際養子縁組は、普通養子縁組と特別養子縁組を合わせて、平成19年度601件となっている。

【図表 4-2-6：国際養子縁組の新受件数】 (単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
普通養子縁組	574	665	730	670	566
特別養子縁組	23	35	28	32	35
合計	597	700	758	702	601

<司法統計年報・家事事件編>

また、厚生労働省の調査によれば、国内にある養子縁組あっせん業者登録数（厚生労働省調査）は平成18年度時点で11業者となっている。さらに、国際養子縁組を実施した業者数は、平成16年度4業者、平成17年度2業者、平成18年度3業者となっている。なお、熊本県内には、国際養子縁組あっせん業者として登録されたものはない。

米国では年間2万人近い養子を海外から迎えているともいわれ、実態として、どの程度の件数があるのかの把握ができていく状況との指摘もある。日本には専門的枠組みがなく、あっせん業者に対する監督が不十分であり、一部には、高額な費用徴収をしているとも言われているが、こうした不正を防ぎにくいとの指摘もある。日本は先進7か国では唯一、国際養子縁組に関するハーグ国際養子縁組条約⁽⁹⁶⁾を批准していない。

⁽⁹⁶⁾ 「国際養子縁組に関する子の保護および国際協力に関する条約（ハーグ条約）による取り決め。主な内容は、①他の締約国政府と、透明性のある協力を行う。②縁組みでの不当な金銭的利得を防止する。③あっせん機関の許認可を行い、専門性や倫理性をチェックする。④養子を海外に出す場合、生みの親が法的手続きなどの説明を受け、同意が書面で行われたこと、同意が金銭と引き替えでないこと、などを証明する。⑤養子を受け入れる場合、養親に適格性があることを証明する、などである。

3. 妊娠・出産・養育支援にかかる全国を取組

熊本県においては、妊娠・出産・養育にかかる都道府県を取組を把握するため、平成21年5月に、先進的育児支援施策に関するアンケート調査を行った。「相談体制・相談方法」「福祉・保健・医療間での連携による支援」「妊娠期・出産期における支援」「里親・養子縁組での取組」「教育・啓発による支援」「その他」の6つの区分で取組を把握した。特徴的な取組例は、次のとおりである。

① 相談体制・相談方法

○ 妊娠・女性の健康に係る専門の相談窓口

妊娠や女性の健康に係る専門の相談窓口を設置しているものでは、妊婦専門相談「妊婦110番」⁽⁹⁷⁾（石川県）、女性の健康支援事業（埼玉県、滋賀県、宮崎県⁽⁹⁸⁾）などなどがある。基本的には相談事業であり、出産間際の緊急相談事例に対応することは想定されていない。

○ 母子健康手帳の活用

母子健康手帳を活用した取組として、母子健康手帳交付時に状況把握シートにより、回答内容によって専門職の面接等につなげている例がある⁽⁹⁹⁾（横浜市）。

○ ワンストップの相談窓口

子育て相談に総合窓口を設置しているものでは、個々のケースに応じた最適な相談窓口へのナビゲートや各種子育て情報を収集・発信する機能を持った「ぎふ子育て応援ステーション」（岐阜県）⁽¹⁰⁰⁾がある。

⁽⁹⁷⁾ 妊婦専門相談（妊婦110番）：対象は、思いがけない妊娠や望まない妊娠で悩んでいる者（匿名可）。実施方法は、電話、メール、面接（平成21年度から実施）。相談対応者は助産師。

⁽⁹⁸⁾ 宮崎県女性健康支援事業（女性専門相談・スマイル）：女性の専門相談窓口を3つの保健所に置き、週1日、保健師、助産師および心理相談員による女性専門相談を実施（看護協会に委託）。メールによる相談も受け付けている。

⁽⁹⁹⁾ 妊娠届出書の裏面に「妊娠届出書を出された方へ」という状況把握シートをつけ、若年の妊婦や妊娠22週以降の届出、飲酒・喫煙等の項目の回答により、専門職の面接につなげ、必要時に情報提供を行ったり、継続支援につなげている（「母子健康手帳交付時マニュアル」を作成）。

⁽¹⁰⁰⁾ NPO法人に委託して実施。開所日は年末年始を除く毎日。相談時間は午前9時半から午後5時半。相談員を常時3名配置。相談内容は、子育て全般。

② 福祉・保健・医療間での連携による支援

○ ハイリスク妊婦の情報提供・情報交換の取組

周産期に支援が必要な母子に対して医療機関と地域保健機関が連携した取組を行っている事例として、周産期養育者支援保健・医療連携システム整備事業(北海道)、ハイリスク妊婦をめぐる医療機関と地域保健機関との連携システムの整備(埼玉県¹⁰¹⁾、母と子の健康サポート事業(岐阜県¹⁰²⁾、情報提供書の送付(高知県、さいたま市、広島市¹⁰³⁾など)、新生児・乳児に係る医療機関と地域の相互情報提供(鳥取県)がある。同様に、飛び込み分娩や妊婦届が遅れた妊婦(28週以降)をハイリスク妊婦としてフォローアップ(石川県¹⁰⁴⁾、大阪府)しているものがある。

③ 妊娠期・出産期における支援

○ 産後うつ等への対応

妊産婦メンタルサポート事業(産後うつ等への対応)は、多くの自治体で実施されている(北海道、岩手県、山形県、富山県、石川県、山梨県、香川県、熊本県¹⁰⁵⁾、さいたま市など)。

○ 極低出生体重児¹⁰⁶⁾、未熟児、多胎児の場合の支援

極低出生体重児への支援事業もいくつかの自治体で実施されている(石川県、長野県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県¹⁰⁷⁾)。

○ 疾病を有している場合の支援

発達や遺伝等に関する相談事業を実施(山梨県)。

¹⁰¹⁾ 周産期の早い段階から、支援が必要と判断された家庭に対して、早期に育児支援が行えるよう、医療機関と地域保健機関が連携して、訪問を実施している。

¹⁰²⁾ 障がいや疾病を有する乳幼児の健やかな成長、体調等が不安定な妊産婦の健康保持増進を目的に、医療機関が同意書、支援依頼票を保健所へ送付し、保健所は市町村と連携し家庭訪問等で支援を実施している。

¹⁰³⁾ 産婦人科医等が支援を必要と認めた者(思いがけない妊娠、若年妊娠、低体重児等)で、保健センターへの情報提供を承諾した者について、妊産婦指導連絡票を保健センターへ送付する。必要に応じてケースカンファレンスを実施し、支援の方向性について検討する。

¹⁰⁴⁾ 産婦人科医師が、ハイリスク妊婦を県保健福祉センター保健師に紹介し、保健師が産婦人科医師と連携し、訪問等による支援を実施する。

¹⁰⁵⁾ すこやか親育ちサポート事業：産後うつ病の早期発見の取組、産後うつ予防プログラムの実施、親育ち支援プログラム(NP)の実施など。

¹⁰⁶⁾ 出生時に体重が2,500g未満の新生児を低出生体重児という。極低出生体重児は1,500g未満の場合、超極低出生体重児は1,000g未満の場合をいう。

¹⁰⁷⁾ リトルエンジェル支援事業：リトルエンジェル手帳の交付、家族に対する臨床心理士によるカウンセリングの実施。

○ 経済的な支援

妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るため、自治体独自の妊婦健診費の補助（兵庫県⁽¹⁰⁸⁾）、妊娠判定受診料補助（奈良県）を実施。

○ 家庭訪問事業

充実した家庭訪問事業を実施（さいたま市⁽¹⁰⁹⁾）。

④ 里親・養子縁組での取組

○ 新生児里親委託の取組

里親・養子縁組に関する取組としては、新生児里親委託の取組（愛知県）がある。児童相談センター（児童相談所）において、子どもを育てられないといった出生前からの相談があった場合、登録中の里親から、あらかじめ生まれてくる子どもの里親を予定するものである⁽¹¹⁰⁾。里親委託した子どもは、平成17年度から19年度の実績で、31名のうち25名について特別養子縁組が成立している。

この他、家庭養護促進事業（兵庫県）として、家庭養護促進協会に委託し、家庭養育思想の啓発・広報活動、里親開拓、研修事業を実施している例がある。

⑤ 教育・啓発による支援

○ いのちを大切にす教育

・ 教育現場におけるいのちの教育については、多数の自治体で実施されている。

○ ふれあい体験事業

- ・ 命の尊さや思いやりの心を育むため、高校生が赤ちゃんの世話などを行う乳幼児のふれあい体験事業について、多数の自治体で実施されている（岩手県、奈良県、長崎県など）。
- ・ 小学生等幼い時期に動物とのふれあいを体験する事業を行っている自治体もある（群馬県⁽¹¹¹⁾）。

⁽¹⁰⁸⁾ 国の助成制度に加え、県で単独助成を実施。

⁽¹⁰⁹⁾ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、産婦・新生児訪問指導等を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健愛育会員などの子育て支援経験者（エンゼル訪問員）が訪問し、出産した児の全数把握に努めている。

⁽¹¹⁰⁾ 出生した子どもの命名については、31名中28名を里親が行っている。

⁽¹¹¹⁾ 動物ふれあい教室：小学校、幼稚園、保育所等で獣医師の指導のもと、命の大切さを実感する機会を設ける。

⑥ その他

- ・ 緊急避難的に子ども（母子）を預かるシステムとしては、一時保護所や施設等への委託、シェルター等の活用により行われている例がある。